

## 島本町ホームページ広告掲載取扱要綱

(平成21年2月6日)

最近改正 平成30年3月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、島本町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の政党又は政治団体の利益となるもの
- (5) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (6) 町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (7) ウィルス感染等について、万全なセキュリティ対策が行われていないもの
- (8) 掲載内容が事実と異なるもの
- (9) 次に掲げる業者の広告

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類する業種のもの

イ ギャンブルに関する業種（ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第14号）に規定する当せん金付証票に係るものを除く。）のもの

ウ 美容整形その他法令等に定めのない医療類似行為（整体院、カイロプラクティック、エステティック、気功等）を行う業種のもの

エ 専ら債権の取立て又は示談の引受けを行う業種のもの

オ 業界団体に加盟していない結婚相談所、交際紹介業等の業種のもの

カ 探偵社、身元調査会社等の業種のもの

キ 占い、運勢判断等の業種のもの

- (10) 次に掲げる事業者の広告

ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業又は事業者金融業を営む事業者のもの

- イ 投資顧問業、抵当証券業、金融先物取引業、商品先物取引業その他利殖を目的とした投資又は投機のあるもの
- ウ 行政機関から行政指導を受け、改善がされていない事業者のもの
- エ 島本町制限付き一般競争入札要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている事業者のもの
- オ 暴力団員が経営に関与し、又は、暴力団若しくは暴力団員を利用している事業者のもの
- カ 広告主の名称、所在地及び連絡先の明示がなく、客観的に責任の所在が明らかでない事業者のもの

(11) その他、次に掲げる広告

- ア 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- イ 他者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- ウ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせるなど、不安を与えるおそれのあるもの
- エ 国内世論が大きく分かれているもの
- オ 暴力、覚せい剤等の犯罪を肯定し、又は助長するもの
- カ 残酷な描写等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
- キ 性に関する表現であって、露骨若しくはわいせつなもの又は裸体を含むもの
- ク 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- ケ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- コ 人材募集に見せかけた売春等の勧誘若しくは斡旋又は商品の売りつけ若しくは徒募集の疑いのあるもの
- サ その他広告を掲載することにより町の社会的な信用又は公平性を損なうおそれのある業種又は事業者のもの

2 前項の規定は、町ホームページに広告を掲載しようとする者がバナー広告からのリンク先として指定したホームページの内容についても適用する。

(広告掲載の募集)

第3条 広告の募集は、町と契約を締結した広告取扱事業者（以下「広告代理店」という。）が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第4条 町ホームページへ掲載を希望する者は、広告代理店に申し込まなければならない。

2 広告代理店は、前項の申込みがあった場合に、第2条に規定する基準を確認し、島本町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）及び掲載原稿データを町に提出したうえで、当該広告の掲載について町と協議し、承認を受けなければならない。

(申請の審査)

第5条 前条の申込書の提出を受けたときは、コミュニティ推進課において広告掲載の適否を決定し、島本町ホームページ広告掲載申込に係る審査結果通知書(様式第2号)により広告代理店に通知するものとする。

2 前項の適否の決定の際に、掲載に疑義が生じた場合、次条に規定する審査委員会を開催し、広告掲載の適否を審査するものとする。

(審査委員会)

第6条 広告掲載の適否を審査するため、審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は、コミュニティ推進課長をもって充て、会務を総理する。

3 審査会の委員は、人権文化センター所長、政策企画課長、総務・債権管理課長、にぎわい創造課長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長を代理する。

5 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席するときは、委員が指名する者に代理出席させるものとする。

6 委員長は、必要に応じ関係課長を出席させることができる。

(広告の掲載場所等)

第7条 広告の掲載場所は、別表で定めるページとし、当該ページ内での掲載位置及び掲載位置の変更は、町が決定するものとする。

2 掲載できる広告数(以下「掲載可能件数」という。)を超える申込みがあったときは、町内に事業所を有する申込者を優先する。なお、その場合においても掲載可能件数を超えるときは抽選とする。

(広告の規格等)

第8条 広告規格は、別表に定めるとおりとする。

2 ホームページへ掲載するバナー広告は、J I S X 8 3 4 1-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ(以下「ウェブコンテンツ J I S」という。)の規定に配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、バナー広告中の画像を高速で点滅させることはできない(部分的なものを含む)。

4 前各項に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、町と広告主が協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第9条 広告の掲載期間は、1月単位とする。

2 広告は、月の初日の午前9時から掲載を始め、その次の月の初日の午前9時をもって終了するものとする。

3 広告掲載期間中に、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、

閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数時間切捨て）に相当する期間について、広告掲載期間を延長するものとする。

（広告掲載料）

第10条 広告代理店が町に支払う広告の掲載料金は、町と広告代理店とで別に契約する金額とする。

（広告掲載料の納付）

第11条 広告代理店は、町が発行する納付書により、広告掲載日から起算して30日以内に、広告掲載料を一括して納入しなければならない。

（広告代理店の責務）

第12条 広告の内容等に関する責任は、広告代理店が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告代理店の責任及び負担において解決することとする。

（広告掲載の取消）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主のホームページが事前に連絡がなく閉鎖されたとき。

(2) 広告主のホームページの内容が広告掲載申込時から変更され、第2条各号の規定に該当する状態に至っていると判断したとき。

(3) その他広告主の反社会的行為、非社会的行為等広告主に関係する事情により当該広告主の広告を掲載することが不相当であると町長が判断したとき。

（疑義の決定）

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に広告掲載がなされている広告については従前のものとする

別表

広告掲載ページ	サイズ・容量	ファイル形式	注記
トップページ	縦 70ピクセル 横 180ピクセル 9キロバイト 以内	G I F J P E G	・ G I Fアニメは2画面までとし、切替えの間隔は2秒以上とする。コントラストの強い画面の反転は避ける。 ・ 画像内には、広告主の社名、サービス名（又はこれに準じるものを含む。）のいずれかの明記がされていること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

島本町ホームページ広告掲載申込書

島本町長 様

申 込 者

住 所

事業者名

代表者名

印

ホームページにバナー広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。  
なお、掲載が認められた場合は、島本町ホームページ広告掲載取扱要綱を遵守します。

掲載希望期間	年 月 1日から 年 月 1日まで
リンク先URL	
広告主	業者名： 住所： 電話番号：
業 種	
事業概要	